

# 報告書(概要) 地域銀行に対するモニタリングに係る実態調査 (案件名「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」)

## 1. 本件調査の実施要領

### 目的

効果的な検査・監督(モニタリング)は、金融庁内部の議論だけではなく外部から忌憚のない意見等を聴取しモニタリング施策に的確に反映されることが重要との背景のもと、モニタリングの実施状況等について、金融機関等へのヒアリングを通じた具体的な事実に基づく評価や問題点の指摘、改善策の提言を行う

### 調査対象ならびに方法論

今回の対象は、地域銀行（以降、「調査対象金融機関」という。）に対する金融庁によるモニタリング

- 令和3年7月～令和4年6月において金融庁によるモニタリングが行われた調査対象金融機関および金融庁担当官からの評価が対象

調査対象先にアンケートおよびヒアリングを実施

	調査対象金融機関 20先	金融庁担当官 1局
アンケート	20先 (回答率100%)	8名 (回答率100%)
ヒアリング	12先	8名

### 調査の観点

アンケートおよびヒアリングの観点は右表の通り  
(各項番は報告書本編との対応関係を指す)

5 調査対象金融機関	6 金融庁担当官
5.1 金融庁担当官の理解	6.1 金融機関のリスク把握
5.2 金融庁担当官の専門性	6.2 モニタリング班の専門性
5.3 金融機関への配慮	6.3 金融機関への依頼事項
5.4 金融庁内外の連携体制	6.4 金融庁内外の連携体制
5.5 モニタリングにおける対話姿勢	6.5 モニタリングにおける対話姿勢
5.6 モニタリングの有益性	6.6 モニタリングの有益性

- ◆ モニタリング実施プロセスに関する調査対象金融機関および金融庁担当官からの評価は総じて高い。
- ◆ 他方で、調査対象金融機関においては、モニタリングにおける率直なコミュニケーションやフィードバックのあり方に問題意識を有しており、金融庁担当官においては、モニタリングの人員体制に問題意識を有している。

## 2. 調査結果(要約)

### 1 モニタリング実施プロセスに関する調査対象金融機関における全体な満足度

全体傾向として、調査対象金融機関の満足度は比較的高い水準に達しており、プリンシプルベースによる対話型のモニタリングが相当程度浸透していると考えられる。

一方で、モニタリングにおけるヒアリングは、テーマによって金融庁、財務（支）局及び日銀による合同での実施であったが、一部の調査対象金融機関は、当該3者間における**役割分担が不明確であり、ヒアリングの目的・論点や意図の明確化がされるべきとの問題意識**を有している。また、監督当局との対話内容に基づき改善対応が必要か否かについて、金融機関側の捉え方に差異があるため、**論点を明確にしたうえで、率直なコミュニケーションが必要**であるとの問題意識を有していることが把握された。

### 2 金融庁における金融機関に対するモニタリング体制

モニタリングにおける金融庁担当官の専門性および金融庁内外の連携について、調査対象金融機関からの評価及び金融庁担当官による評価は、どちらも総じて高い水準に達している。

他方、金融庁担当官においては、モニタリングの人員体制に関して、**担当官の入れ替わりの早さや、モニタリング先が多いことに起因する業務負荷の高さなどについて課題意識**を有していることが把握された。

### 3 モニタリングの有益性

調査対象金融機関においては、課題や気付きが得られた点について、肯定的な認識を有している。この点、金融庁担当官においても、モニタリングを金融機関の態勢高度化や改善の足掛かりとして活用する上で有益との認識が確認された。

一方で、調査対象金融機関においては、フィードバックの際、好事例や懸念事例などの個別事例や、**金融機関に即したフィードバックを期待**する意見も把握された。

また、今回のモニタリングの主目的が実態把握であった国内LBOローン/不動産NRLについては、**何かしらのフィードバックを求める意見が多く把握され、金融庁担当官においてもフィードバックを行っていない点についての問題意識を有している**ことが確認された。

- ◆ 金融機関に対しては、対話の質の向上や、横断的又は個別に有用なフィードバックを行うことで、モニタリングの有益性を更に向上させることが考えられる。
- ◆ また、金融庁においては、より一層、効果的・効率的なモニタリングを行うため、モニタリング体制の充実化を図ることが考えられる。

### 3. 改善策の提言

評価結果(前頁参照)	改善策	
<p>① モニタリング実施プロセスに関する調査対象金融機関における全体な満足度</p>	<p>金融機関とのコミュニケーション</p>	<p>金融庁、財務（支）局および日銀との役割分担が不明確であるとの意見や、モニタリングにおけるヒアリングの論点や意図の明確化を要望する声はあくまでも一部であるものの、金融機関の負担感につながるおそれや、金融機関におけるモニタリング後の取組みに影響があり得ることから、今後、横断的なモニタリングを実施する際、<b>金融機関とのコミュニケーションに十分留意することが推奨される。</b></p>
<p>② 金融庁における金融機関に対するモニタリング体制</p>	<p>モニタリング体制の充実化</p>	<p>効果的・効率的なモニタリングを進めるという観点で、<b>たとえば人事ローテーションの長期化を含め、真に計画的な人材育成を行う</b>など、モニタリング体制の充実化が期待される。</p>
<p>③ モニタリングの有益性</p>	<p>対話をベースとした金融機関へのフィードバックや事例の共有</p>	<p>国内LBOローン/不動産NRLを含め、今後、横断的なモニタリングを行った際、たとえば十分なモニタリング結果が得られた段階でモニタリングレポートの公表を検討するなど、<b>調査対象金融機関以外にとっても参考となる公表物の検討が望まれる。</b></p> <p>加えて、横断的なモニタリング後の個別のフィードバックにおいては、取組みが求められる事項や取組みが期待される事項を明確にしたうえで、<b>金融機関の態勢の成熟度に即したフィードバックを行う</b>など、<b>金融機関における自主的な改善や高度化を促すことが期待される。</b></p>

## 本報告書(概要)の位置づけ

- 本報告書(概要)は、金融庁による委託調査「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」(令和5年8月公示、令和5年10月2日契約、以下「本件調査」)に基づき、弊社にて受託した本件調査の結果をとりまとめた文書の概要版です。
- 本報告書(概要)における金融モニタリング態勢に対する金融機関による評価及び金融庁における問題意識は、本件調査にて調査対象となった各金融機関及び金融庁からの意見を総合したものであり、調査対象者に対するアンケート及びヒアリングで言及された事項を全て網羅したのではなく、また特定の金融機関及び金融庁の置かれている状況を示すものではありません。
- 本報告書(概要)は、本件調査の受託期間である契約締結日から、調査対象者に対するアンケート及びヒアリングが全て完了した令和6年2月1日までの状況をとりまとめたものです。その後状況が変化した場合においても、弊社は本報告書を改訂する義務を負うものではありません。
- 本報告書(概要)は、本件調査の委託者である金融庁における利用のみを意図したものであり、金融庁以外の第三者が利用することを意図して作成されたものではありません。したがって弊社は、本報告書(概要)に記載されている情報を利用したいかなる第三者に対しても何らの責任を負うものではありません。

令和6(2024)年3月31日作成

本件調査 受託者

プロテビティ合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-4 TOKYO TORCH 常盤橋タワー24階  
03-4577-3980